

第8回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年2月26日(水)午後2時33分～午後3時55分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス ホール

3 出席委員
(農業委員)

1 番	相良栄一郎	2 番	馬場正国	3 番	中川繁憲	4 番	楠田耕三
5 番	寺田俊秀	8 番	植木健太郎	9 番	石橋浩昭	10 番	山崎伸吾
11 番	寺田健蔵	12 番	山下勝也	13 番	濱本康弘	14 番	浅田修弘
15 番	内田一郎	16 番	伊崎美代子	17 番	水田 勇		

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19 番	増田孝徳	20 番	入江泰子	21 番	中野裕二	22 番	末吉秀明
23 番	松尾和昭	24 番	山口俊一	27 番	林田浩也	28 番	本多正敬
29 番	岡田裕弥	30 番	原田久也	31 番	本多晋介	32 番	三宅東英
33 番	飛永敏博	35 番	中山秀樹	36 番	田中八郎	37 番	田中昭博
38 番	荒木健一	40 番	宮崎 努	41 番	本田勝彦	42 番	柴内成世
44 番	石橋正浩	46 番	本多信之介	47 番	木下勝徳	48 番	太田保則

4 欠席委員
(農業委員)

6 番 宮崎陽一 7 番 神崎好史 18 番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

25 番 田中芳邦 26 番 吉岡長久 34 番 本多 力 39 番 山本敏晴
43 番 金井圭司 45 番 兼俵朝樹

5 議事録署名委員 15 番 内田一郎 16 番 伊崎美代子

6 事務局出席者 山本忠介 山口朋子 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
議案第30号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について
議案第31号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)策定に係る意見について

議案第32号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の継続適用農地等に係る「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行について

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

その他

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） ただいまから第8回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、6番宮崎委員、7番神崎委員、18番金子委員、25番田中推進委員、26番吉岡推進委員、34番本多推進委員、39番山本推進委員、43番金井推進委員から欠席の報告がっております。まだお見えでない委員さんもいらっしゃるようですけれども、出席農業委員数は16名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 皆様、こんにちは。

本日は、第8回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にお出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、新規プロジェクト事業ですが、本日の市議会でご一般質問がございました。林田久富議員が施政方針の農作業体験交流事業の中の農業体験や交流について質問され、松本市長が農作業体験交流事業については南島原市農業委員会が単独事業として始められる事業であり、事業の目的は、将来的に南島原市で就農する農業者を確保するため、南島原市内で農業を始めたい人に対し、農業委員会や農地利用最適化推進委員が所有する圃場等において農業体験や交流などの多様な体験を提供し、南島原市での就農意欲を高めるきっかけづくりを行うということでございます。なお、農業委員会が独自でこのような事業を行う事例は、全国的にも例を見ないと伺っておりますと答弁をされました。市議会において質問される事業でありますので、大いに期待を背負ったものと感じております。農業委員会全体で取り組んでまいりましょう。

そのために3月3日月曜日、有家庁舎にて受入れされる方にご参集いただき、詳細な打合せを行いますので、ご出席をお願いいたします。

また、本日は地域計画の策定についての審議もでございます。市農林課の課長、担当者の方にも出席していただいておりますので、よろしくお願いたします。

事務局から、農業委員19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名委員に15番内田委員、16番伊崎委員を指名します。

ただいまから議案の審議に入ります。よろしくお願いたします。

それでは、**議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について** を議題といたします。番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、皆さん、どうもお疲れさまでございます。

私のほうから、議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。

2ページをお願いします。

今月につきましては、売買が4件、合計の1,552平米となっております。

(議案第27号 番号1～4を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第1項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業等に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

ご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、2番、3番の案件は南有馬の件ですが、南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「なし」との声)

議長 最後に、4番の案件ですが、出席委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 4番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

皆さん、何かご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。

よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

5ページをお願いします。

番号1、布津町の〇〇さんから布津町の〇〇さんへ、布津町〇〇番〇〇、地目が畑、地積が807平米です。転用の目的は露天駐車場用地となっております。現在、〇〇及び〇〇の〇〇工場を経営していますが、自家所有の重機の駐車場が不足しており、申請地を譲り受けて駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期については許可あり次第、期間は永久となっております。

ここですみません、5ページの左側の位置図の中に〇〇工場と書いてあるところが漢字が「〇〇」の「〇」が「○」という字になっておりますので、「○」という字に書換えのほうをお願いいたします。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われましても、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから例外規定に該当すると思われまします。露天駐車場用地807平米です。〇〇業で利用する事業用の重機5台、3t作業車1台、2tトラック2台、7tトラック1台、クレーン車1台、計10台分をいたします。最大0.5mの盛土、最大0.5mの切土をし、整地を行います。周囲には既存の石垣とコンクリート擁壁、石積みなどがあり、土砂の流出の心配はございません。雨水につきましては、敷地を南西側に傾斜させて既存の溜桝と道路側溝を経由して既存の水路に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 2月21日午前10時頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、6名で見えました。農道沿いのすぐ脇にある三角の畑なんですけれども、先ほど事務局からの説明がありましたとおり、道路側に結構大きい溝がありまして、溜桝もありますので、水が流れることは大丈夫だと思います。北側も結構高い石積みですので、日当たりとかの問題もないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の説明どおり問題ないと見てきました。よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「なし」との声)

異議なしと認めます。よって、許可相当として県に進達いたします。

次に、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いします。

番号2、大阪府の〇〇さんから有家町の〇〇さんへ、有家町〇〇番〇〇ほか1筆、地目は両方も畑になっております。合計の59平米になります。転用の目的は進入路です。申請地を譲り受けて所有する西側にある農地への進入路として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期については許可あり次第、期間については永久となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われましますが、農業用施設であることから例外規定に該当すると思われまします。転用者が所有する西側にある農地への進入路となります。最大0.5mの盛土を行い、整地を行って、コンクリートブロックにて土留めをしてから砕石舗装をするので、土砂の流出はありません。雨水につきましては、市道側に傾斜があり、道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 こちらも2月21日午前9時25分ぐらいから、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名、6名で見えました。畑、先ほどの写真の右、道路から見て右側の畑がちょっと進入路のほうに傾斜しているんですけれども、ブロックで高さを出して傾斜をつけることで排水、道路

側の排水路に流すと。もしそれで吐け切れないときは中に暗渠溝というのを掘ってホースというか、土管というか、埋めていращやるといことなので、そちらに流すか、右の〇〇〇〇ですよ。そちらの地主さんと話をして、ちょうど手が当たっているところに水が流れるところがあるんですけども、そちらのほうに排水を切らせてもらうように相談しますということだったので、排水のことも大丈夫だと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇と申します。〇〇委員がおっしゃられたとおり、見る範囲、何も問題はないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 すみません、大した質問じゃないんですけども、この幅は大体何mあるんですか、道の幅。

事務局 (〇〇) どっちですか。申請地の幅です。いいですか、すみません。

申請地の幅ですけども、4 mになります。こちら、ちょうど4 mです。ここから今までずっと、今、人が立っていますけれども、その部分を農地だったんですけども、そこもずっと通らせてもらっていたけれども、車とか、そういったものじゃなくて、歩くとか、一輪車とか、そういうのをに入れてしていたんですけどということで、その分をちょっと車を近くまで寄せたいということもあって、それで今回ということになっております。

〇〇番〇〇委員 分かりました。ただ農地の進入路にしては幅が広いなど、できるのかなとちょっと思ひましたのでから質問しました。

以上です。

事務局 (〇〇) ちょっと幅のほうにつきましては、ここ、〇〇番の〇というところが分筆されているところに、隣の〇〇〇〇から分筆された形になりますけれども、相手方のほうもできれば四角のままがいいということもあって、そしてあと手前の市道、ここが離合ができないほどの幅になっていますので、右に行くにも左に行くにも幅がないと簡単に曲がれないというのもありました。

以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

ほかご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がございませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について事務局の説明を求めます。

事務局 (〇〇) それでは、7ページをお願いいたします。

番号3、西有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇番〇、地目が田、面積が64平米です。転用の目的は露天駐車場です。申請地を譲り受けて自家用車の駐車場として利用したいということでございません。権利の内容につきましては交換、時期については許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね500m以内に〇〇庁舎がありますので、第2種

農地と思われます。露天駐車場64平米、自家用車の駐車場スペースとして2台分を確保いたします。現在そのまま整地を行い、周囲にはコンクリートブロックで土留めを行い、砕石舗装をして土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては溜柵及び側溝を利用し、水路への放流予定となっております。

なお、設置に関しては市管理課との協議済みとなっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。2月21日の午前9時10分ぐらいから〇〇委員、そして事務局3名、そして私と、そして現地で〇〇推進委員と合流して見てまいりました。現地は〇〇庁舎から市道を西有家方面に向かって〇〇橋のところの交差点を右に曲がって40mのところにあります。露天の駐車場ということであり、排水も道路に沿って側溝があり、何の問題もないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員のとおり何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 申請の理由の中で申請地を譲り受けてと書いてありますが、権利の内容で交換となっておりますけれども、どういうことなんでしょうか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) こちらは譲り受けてというふうに書いておりますけれども、ここ自体がもともと隣の土地と1筆の田になっていまして、ここを分筆してということで、そこを譲り受けたという意味でこういう表現をさせていただいております。交換は実際の交換ですのであれなんですけれども、その土地をそこをもらうということで、一応そういう書き方をさせていただいたという次第です。

議長 〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 これを交換と言えるわけですか。贈与とか、売買とか、贈与と違うんですか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) こちらについては交換というふうに書いております。交換はこの農地と別のところの土地にあるところのものを交換という形でしますので、権利の内容としましては、売買とか、贈与とか、そういうところではなくて、実際に交換が実際にあるということです。もし申請の土地で譲り受けてという表現が問題があるということであれば、ここは訂正をさせていただきたいなと思います。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。

ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。
8 ページをお願いします。

今月の利用集積計画ですけれども、中間管理事業（一括方式）のみとなっております。

なお、今回は新規のみとなっております、賃貸借権が 3 件、1 万 6, 340 平米、使用貸借権が 1 1 件、合計の 5 万 7, 503. 5 平米の中間管理事業合計につきましては、全体で 14 件、7 万 3, 843. 5 平米となっております。

なお、この案件につきましては、一括方式のみですので朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の各号の要件を満たしているものと思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、12 ページ、番号 12 番は出席委員が関係する案件でありますので、その部分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 次に、番号 12 について審議いたします。

農業委員会に関する法律第 31 条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 番号 12 についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 ご意見がありませんので、議案第 29 号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

議案第 30 号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について を議題といたします。

番号 1 から事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、議案第 30 号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について説明いたします。

13 ページをお願いします。

今回につきましては、編入が 2 件、除外が 4 件となっております。

13 ページの番号 1、番号 2 につきましては、編入になります。

番号 1 につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇広場の駐車場の道を挟んだ南側に位置しております。

番号 2 につきましては、〇〇中学校より 250 m ほど北北東に行ったところにあります。

次のページ、14ページになります。

番号3、4及び次のページの5、6につきましては、除外の案件となります。

番号3につきましては、布津町のほうにあります国道251号沿い〇〇バス停から350mほど北西のところにある場所に位置します。おおむね、こちらにつきましては自宅を建築したいということになりますので、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地とは思われますが、その特例として住宅その他の申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま

す。続きまして、4番ですけれども、こちらにつきましては、布津町〇〇の国道251号沿いの〇〇〇から630mほど西のほうにある場所になります。こちらについても自宅を建築したいということになります。こちらもおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と思われますが、この特例として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま

す。次のページ、15ページになります。

こちらにつきましては、こちらは申出人が経営されている会社の駐車場用地ということでございます。西有家町〇〇の県道〇〇〇〇線沿いにある〇〇バス停から100mほど南東のところにある場所に位置します。市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ha未満になりますので、第2種農地と思われま

す。続きまして、その次、6番になります。こちらにつきましては、有明海で一定流木が出るんですけれども、その流木を改修して除塩のためにその回収した流木をしばらく置く場所ということで転用の希望が出されております。場所につきましては、〇〇〇〇の国道〇〇号沿いの〇〇入り口から110mほど南西のところにあります位置になります。こちらにつきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われま

すので、第2種農地と思われま

以上、1番と2番の案件につきましては、農地として適正に管理することが見込まれると思

いますので、適当ではないかと思われま

す。3番から6番の案件につきましては、立地基準上は転

用可能と思われま

す。以上でございます。

議長 番号1についてご意見、ご質問等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。この1番の〇〇さんの土地ですけれども、この〇〇〇〇広場ができたときに〇〇〇〇のときにできておりましたけれども、そのときにも農業委員会等で非常に問題になって、換地が行われていなくて正式な登記がなされてないと。既に田をつくっていたけれども、地目はミカン畑の畑ということでなっているので、換地もまたよその土地になっていて、〇〇さんのところが就農しているけれども、換地が行われていないということで、そのときも非常に問題になって、合併してからまたそういうことが問題になったんですけれども、きちっと換地も行われて登記的にきちんと問題ないでしょうか。

議長 事務局。

事務局 (〇〇) 説明いたします。

1番の案件につきましては、こちらは〇〇〇〇広場ですけれども、こちらが換地がされていな

いところになるんですけれども、該当のここの農地につきましては、換地というか、そこまでは書いていないんですけれども、法務局の公図とって図面があると思うんですけれども、その段階ではきちっと区分けしてからちゃんと番地が振ってありますので、問題ないかと思っております。

〇〇番〇〇委員 いや、田になっているんですか。

事務局（〇〇） ここは、ちょっと待ってくださいね。ここは田になっています。今確認したところ、どちらも令和3年に登記を変えています。登記で畑とか山林から田になって面積も割り振りがしてあります。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ほかが意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

番号2についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障のない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

番号3についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

番号4についてご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

番号5についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

番号6についてご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

ご意見がありませんので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、南島原農業振興地域整備計画変更は妥当として報告をいたします。

議案第31号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)策定に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) 資料の16ページをご覧ください。

今回の意見聴取についてですが、改正されました農業経営基盤強化促進法によりまして、第9条において地域農業経営基盤強化促進計画を市のほうで定めるとなっております。それを定めるまたは変更するに当たり、関係団体、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他関係の意見を聞かなければならないという規定がありますので、それに基づき今回、2月14日付、市長より農業委員会のほうに意見聴取がなされております。

以上でございます。

なお、詳細につきましては、会長の挨拶にもありましたとおり、市の農林課のほうから職員が来ていただいておりますので、説明のほうをさせていただきたいと思っております。

議長 それでは、南島原市地域計画について、農林課から説明をお願いいたします。

農林課(〇〇) 皆さん、こんにちは。農林課から参りました農林課長、〇〇と申します。

先ほど事務局からご説明ありましたとおり、地域計画ができましたので、そのご報告に参りました。それと審議をいただきたいということで参りました。

昨年10月から、口之津地区から始まりまして、最後は北有馬地区だったんですけども、皆さん方にご出席いただきまして大変ありがとうございました。スムーズに進行が進みまして、大変こちら側として助かりました。今日は詳細について担当のほうからご説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、地図のほうを後ろのほうに置いておりますので、説明の後にまた移動していただいて、地図のほうをご説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

農林課(〇〇) いつもお世話になります。農林課の〇〇です。よろしくお願ひします。

説明の前に、本日、県のほうから指示がございまして、皆様に事前にお配りした資料に各それぞれの資料に目標年度を16年度として表記しております。これも長崎県下、基盤強化法による基本構想を市ごとに定めておりますが、その目標に関する年度に合わせて15年とするということでありましたので、皆様の資料は16年となっておりますが、その点は修正をさせていただく予定でございます。

本日、皆様に配付しておりますこの「進めよう地域計画」をもって説明をさせていただきます。

表紙もございまして、地域計画では新たに10年後に目指す地域の農地利用を表示した目標地図を作成いたします。農家ごとに、また作物ごとに農地の集約を高めながら効率的な経営につなげていくことを目的としております。

1枚めくっていただいて、下のほうにページを振っておりますが、5ページ、ステップ3と表示しているところをご覧ください。

関係者による協議の場ということで、中段にございまして、懇談会を開き、話し合いを行い、皆様にご参加をいただきました。大変ありがとうございました。そういった協議の場を踏まえて、

右側にステップ4、6ページでございますが、地域計画の策定ということで、先ほどお示した地域計画、あらかじめ配付した参考資料5-2の計画の内容を項目ごとに取りまとめて表示した資料になります。

四角1から項目としては6までございまして、地域における農業の将来の在り方ですとか、目標、目標達成のための必要な措置など、それぞれの項目について懇談会で出た意見を取りまとめたものになっております。

四角の4の地域計画内の農業を担う者につきましては、耳慣れない言葉でございますが、認定農業者の皆様、認定新規就農者の皆様、基本構想到達者の皆様、集落営農組織などが今まで担い手と呼ばれておりましたが、その4者に加えて新たに多様な経営体、例えば兼業農家ですとか、小規模の農家、そういった方々を加えて「担う者」一覧として整理することに、全国的にそういった整理となっております。

また、この中には亡くなられてまだ相続はしていないとか、転出など、そういった方々もいらっしゃると思いますので、今後見直しをしながら整理を図っていきたくと考えております。

四角5、農業支援サービス事業者につきましては、ここには農作業を受託されるような事業者を記載しております。今後はドローン事業者の皆様の掲載も想定しております。

四角6の目標地図につきましては、主に農業振興地域内の農用地として考えており、また、基盤整備地域ですとか、中山間等の直払事業に関する地域、あと畜産等の農業用施設用地など、そういった農地も含んでおります。

あとこの点については、後ほど後方のほうで、次のほうでご説明をさせていただきます。

今回の計画策定は、旧町単位で8地域、基盤整備事業地域単位で17地域の合計25地域で計画を取りまとめました。計画の面積は3,684haでございますが、農振農用地面積と比較いたしますと約67%となります。認定農業者数につきましては、市外の方も含めまして1,036名となりました。全農地・農用地を範囲に加えることも可能ではございますが、国において守るべき農地の総量確保などの考えが示されており、また、工場の近くや山間地など、今後、転用や非農地化が見込まれる地域については今後検討しながら範囲を変更していく考えでございます。

また、本日、事前に配付、議案として配付しました資料で「担う者」名簿につきましては、非公表扱いとなっておりますので、今回、終了後に事務局のほうに回収とさせていただきます、どうぞよろしくお願いいたします。最初の説明としては以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 それでは、地域計画については地区別に地図が作成されておりますので、地区別に分かれて確認をお願いいたします。

地区別協議のため、3時30分まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

(休憩)

議長 休憩を解き、会議を開きたいと思っております。自席にお帰りください。

よろしいでしょうか。

それでは、地区ごとに確認の結果を報告願います。異議があるかないかですね。

深江の委員さん、いかがでしょうか。深江の委員さん。

(「異議ありません」との声)

議長 次に、布津の委員さん、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 異議はないんですけれども、名簿の中に結構亡くなった人も結構おって、それも知らせないといけないかなとちょっと思いました。

以上です。

議 長 〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。言いにくいんですけれども、永小作というか、名簿から漏れているようなところも。今は逆に促進の時代ですから、農地は使ってくださいという時代なんですけれども、あまりにも帳簿で上がっていないところも多くて、もうちょっときれいに見られるようになってもいいかなと思います。

議 長 農林課、いかがでしょうか、今の2つのご意見。

農林課(〇〇) まず1点目の亡くなった方につきまして、当然毎年この計画は見直しをしまして、年に1回は協議の場を設けましょうという国の考えもございまして、各市町、そのような方向で取り組んでいきます。その中では今おっしゃったような、近年、相続登記を早くしましょうという流れになっておりますので、農家台帳の更新をされたときとか、皆様から情報をいただいたときに名簿を変えていくというのをやらせていただきたいと思います。

2点目の〇〇委員からのお話は、地域計画にまさに即したご意見でありまして、非常にありがたい意見でございます。これは無契約の農地、私的契約農地を契約するしないは別として、地域計画に載せて行こうという趣旨のもので、農業委員会も目指すところでございますので、そういった方向で当然考えております。ありがとうございます。

議 長 次に、有家の委員さん、いかがでしょうか。有家の委員さん。

(「なし」との声)

議 長 それでは、西有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「ございません」との声)

議 長 北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「なし」との声)

議 長 南有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「ございません」との声)

議 長 口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ないと思います」との声)

議 長 加津佐の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議 長 それでは、地域計画は適当として回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議がないようですので、地域計画は適当として回答いたします。

議案第31号の審議が終了いたしましたので、ここで農林課の職員の皆様は退席となります。お疲れさまでした。

農林課(〇〇) 名簿のほうは、後日、後で会議終了後に事務局のほうにお返しいただければと思います。よろしくをお願いします。

議 長 議案第32号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の継続適用農地等に係る「農業経営を引き続き行なっている旨の証明書」の発行について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） 資料は17ページになりますが、その前にこの農地の生前贈与について、改選後初めての案件になりますので、簡単に今日お配りしています農地を生前一括贈与した場合の課税の特例という横のカラー版が置いてあるかと思います。

この制度につきましては、上段の四角の真ん中になりますけれども、農業を営む者がその農業の用に供している農地の全部を農業後継者（推定相続人の1人）に一括贈与した場合に贈与税の納税が猶予され、贈与者または農業後継者のいずれかが死亡したときに贈与税が免除されるという制度になっております。

まず、下のほうの図のほうになるんですが、贈与者の条件といたしましては、3年以上引き続き農業を営んでいる者、農業後継者の要件といたしましては、推定相続人の一人であること及び年齢が18歳以上、引き続き3年以上農業に従事していたこと等が要件になっております。

下のほうに、真ん中ら辺になりますけれども、この納税猶予につきましては、ずっと確定するまでは農業経営に資するというのが義務づけられます。適用を受けますと、その分で贈与税が確定する要件といたしましては、譲られた農地の20%以上を農地として利用しなくなったとか、農業経営をやめた場合、また、経営届出書を提出しなかった場合は贈与税が確定いたしまして、その贈与税プラス、それまでの利子税が加算されて納付という形になります。

今回議案として出ささせていただいておりますのが、この確定事由の中にあります継続届出書を提出しなかった場合のこの継続届出書、これを3年に一回、農業を継続してやっていますという届出を税務署または県税事務所のほうにするんですけれども、それに添付する書類といたしまして農業委員会が農業を営んでいますよという証明を添付する必要があり、今回の議案になっております。

では、改めて17ページをご覧ください。

今回、対象者が1名になります。布津町の〇〇さん、証明期間が前回の3年前の4年3月16日から本日、令和7年2月26日まで引き続き農業を営んでいたということで証明の依頼が来ております。

以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

今回、布津の方の1名ですが、特に布津町の委員さんから何かございませんか。

〇〇番〇〇委員 同じ自治会の人で、もう既にこの〇〇さんの息子さんも同じ農業に就いておられますので、問題ないと思います。

以上です。

議 長 農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、農業経営を引き続き行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、18ページをお願いします。

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請に

ついて説明いたします。

番号1、南有馬町の〇〇さん、土地につきましては加津佐町〇〇番の一部になります。地目が畑、面積につきましては1,580平米のうち1,399平米となります。権利の内容につきましては賃貸借権で、利用の内容につきましては畑として利用すると、期間については2年2か月となります。

以上の案件につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定の要件である農用地の利用の効率化及び高度化の必要があることと認められると思われま

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

19ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

22ページから24ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

次に、**非農地証明交付願**について を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

25ページをお願いします。

番号1、願出人、口之津町の〇〇さん、土地は口之津町〇〇番〇、地目が畑で、現況が宅地です。地積が139平米となっております。転用の目的は宅地で、昭和56年頃に建築して農業用倉庫として利用しております。昭和56年頃、営農されていたときに農業用倉庫として設置し、利用されております。

南島原市農業委員会非農地証明書交付基準の第2条(3)の過去において農地転用許可不要案件で処理できた土地であって、現況及び引き続き非農地である土地であるため、証明基準を満たしていると思われま

なお、設置された当時に農業経営をしていたことと農業用施設であるということの確認につきましては、地元の自治会長様から証明書を添付させていただいております。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。場所は口之津町の国道から〇〇駅、昔の、ほうに入って行ってから突き当たりを左に行って、また突き当たりをさらに50mぐらい行ったところにあります。昭和56年ぐらいに農業用倉庫として利用されて、今現在も農業用倉庫として利用されているみたいです。周りも住宅ばかりです。ここを畑に戻すということはとても大変だと思うので、現状どおり農業用倉庫として使われるほうが妥当だと思います。皆さんの審議のほうよろしく願います。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されたから〇〇委員からご意見等ございませんか。〇〇委員がお休みですので、〇〇委員、すみません、よろしく願います。

〇〇番〇〇委員 〇〇委員の報告どおり何の問題もないと思います。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、非農地証明を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。